

[事案 2022-109] 短期就業不能給付金支払請求

・令和 5 年 3 月 7 日 和解成立

<事案の概要>

新型コロナウイルス感染症に罹患すると給付金が支払われる旨の説明を受けたことを理由に、短期就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 4 年 1 月に新型コロナウイルス感染症に罹患し、15 日間自宅療養を行ったため、令和 3 年 1 月に契約した就業不能保険にもとづき、短期就業不能給付金を請求したところ、新型コロナウイルス感染症に対する特別対応の対象となる「自宅療養」の期間（陽性判明日から起算して 14 日以上継続した自宅療養）に充たないとして支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金を支払うか、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、新型コロナウイルス感染症と診断され自宅療養になっただけで給付金が支払われる旨の説明を受けて契約を申し込んだ。
- (2) 申込手続時、募集人に対し、「コロナと診断を受けただけで保険金が出るのですよね」と何度も質問をし、募集人は「はい、出ます」と断言した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の短期就業不能給付金の請求は、約款上の支払事由に該当しない。
- (2) 令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う社会情勢の変化に対応するため、約款に定めた支払事由を一部拡大し、支払範囲を広げる特別対応を行っているが、申立人の短期就業不能給付金の請求は、特別対応における「入院」に該当する期間が 13 日間であるから、特別対応による支払事由にも該当しない。
- (3) 申込手続時に、募集人に誤説明はなかった。募集人は申立人に対し、パンフレットや設計書を用いて、就業不能給付金の支払事由を説明しており、申立人が「コロナになったときに保険金が出るのか」と質問した際も、いったん募集人 A が「出ます」と回答したが、その直後に募集人 B が「就業不能保険は 14 日以上入院等が必要となる」と追加で説明を行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人 2 名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が新型コロナウイルス感染症と診断され自宅療養になっただけで給付金が支払われる旨の説明を行ったとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、申込手続の際に、募集人に対して複数回、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には給付金が支払われるのかを確認しており、特にこの点に関心を有していたことがうかがわれ、募集人もそれを認識していたものと認められる。

- (2)他方、募集人は、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合について、自宅療養や入院が14日間継続した場合に支払対象となる旨、および当時の国の方針では14日間自宅療養や入院をする必要がある旨を説明するにとどまり、特別対応においては支払対象となる自宅療養期間の起算日が「PCR検査等で陽性と判明した日」となることを含め、特別対応の具体的な内容や適用されない場合等に関する説明は行っていない。
- (3)募集人は、新型コロナウイルス感染症に対する特別対応に関する具体的な説明義務までは負っていない場合が通常であると思われるものの、申立人が特に関心を有していることを認識していたのであるから、より丁寧に、特別対応の具体的な内容を確認した上でその内容を説明するか、それが困難であれば、適用されない可能性が相応にあること等を説明することが望ましかったものといえる。